

杵築藩政の展開と殖産興業

——青庭仕法とその經營(二)——

半田 隆夫

松平杵築藩の、殖産興業の中核をなすのは青庭業であるが、その仕法經營型は、A藩筵仲買商人請負經營（納屋物）B藩筵專売仕法經營（藏物）C領外商人請負經營の三仕法に大別される。

そして、この三仕法の經營機構と、天保期以前におけるその展開を、前号で述べたのであるが、前掲三仕法に疎外された変則的仕法を、文政四年（一八二二）、「乱買・乱売・無運上」という型で、藩は一時的にせよ、是認せざるをえなかつたのである。

『杵築町役所日記』文政四年一二月二五日の条に

一、筵之儀、御書付を以、左之通被 仰出、廻札を以申觸 ル

青筵之義、先年右段々御仕法被 仰付候處、百姓^令共并^ニ町家之者難渋之趣相聞候儀も有之候^ニ付、此度右株持共^ニ不抱、勝手次第買方申付候、鄉中之義も百姓^令とも勝手次第御領分・他領ニ不拘、賣方可致候、運上之儀者此度右御用捨被成候間、其段鄉町とも可相心得候

十二月

右之通町中不洩様可被申觸候

十二月

右之通被 仰出候間、与々不洩様申觸可有之候、以上

十二月廿五日

町役所

与頭中

とある。これは、青筵仕法としては「乱買」・「乱売」・「無運上」というべき不法制度である。「此度、株持共^ニ不拘、勝手次第買方申付」く、という「乱買」は、これまでにA藩筵仲買商人請負經營の「惣買」(一)という類似形態で仕法上に顕われていた。しかし、「乱買」に先行する「惣買」には、買方願出制という一応の規制と秩序があった。では、なぜ、このような「乱買・乱売」を、藩は、仕法上に認めなければならなかつたのであらうか。その理由の一つは、前掲の文政四年(一八二一)の条に、「百姓^(令)共并ニ町家之者共難渋之趣相聞候」とある部分に示唆されている。百姓・町人共の難渋、殊に町人のそれは、大坂の取引商人からの借用銀返済方延滞によるものの場合がある。例をあげれば、同年、杵築の一町人が、大坂の豊後屋彦兵衛・吉田屋藤兵衛からの借用銀延滞を大坂藏屋敷へ出訴された一件にみることができる。^(註32)杵築町人は、この借銀の返済に青筵を以てあてようとしたのであるが、当時、銀札場買上げの仕法であったため、筵抜買・抜荷をやらざるをえなかつた。それは、この町人に限つたことではなく、杵築商人の公料野田村よりの抜買^(註33)、豊前中須への抜売、大坂の筵問屋以外への抜荷なども行なわれている。このような抜売を、領内商人がしたのは、大坂商人からの借銀滞貸にあるが、この借滞は、商人の商業取引上の欠陥のみでなく、藩財政の構造それ自体にあつた。藩は、領内の郷町商人に、運上銀のほか、御用銀・才覚銀・調達銀などを課したため、商人は、青筵などの売却銀で上納しようとしたのであるが、これらの加役銀が累積すると、大坂商人から借銀をしなければならぬ。藩として、量入制出策をとっても、幕府からの御用金を負担させられると、それが、数十年に亘る藩財政の危機を惹起する。生産地の荷請問屋・株仲間等の大坂商人からの借銀、さらには、株仲間以外の大坂借銀は、杵築商人の大坂商人への帰属・寄生を強めることになる。一方、大坂商人にとつては、貸滞は全国商品流通機構の中核部としての

円滑な機能を麻痺させられることになる。

天保一三年（一八四二）、いわゆる天保改革の一環としてとられた株仲間廃止の直接的原因の一つに、^(註34)江戸積荷物代金銀滞がある。十組問屋仕切為替金銀滞額は、天保一二年（一八四一）までに、金一六四四七三両一朱に登っている。このような多額の延滞金は、江戸積荷の減少、物価騰貴をまねく。幕府が、後年、天保改革でとった株仲間廃止的な措置を、杵築藩では、既に文政四年（一八二一）^{〔註35〕}、「乱買・乱売・無運上」という変則的制度で、杵築商人の一時的救済と大坂商業取引上の觀点から実施している。このような措置を、藩がとらざるをえなかつたところに、文化末年からの藩財政の危機と青筵仕法上の無秩序性、銀札場經營の弱体化が、集約的に露見しているのである。

こゝにとられた筵の乱買・乱売は、規格外商品を生じ、筵の暴落をきたし、大坂表での筵不景氣を引き起したのである。

かくして、文政四年（一八二一）一二月以来の「乱買・乱売・無運上」は、翌五年九月には廃止し、筵株仲間・仲買の受運上仕法が再採用され、天保三年（一八三一）以降にも実施されていく。

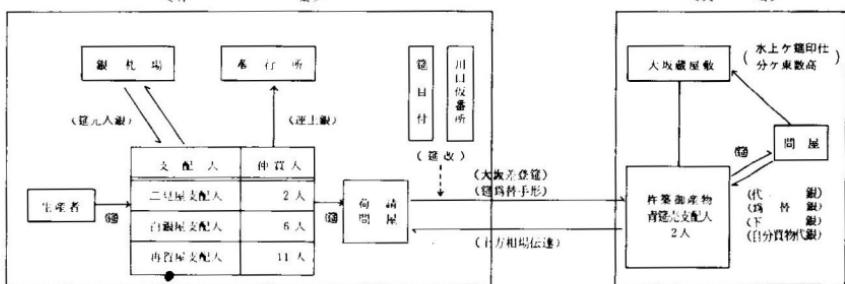
天保三年、杵築藩は、^{〔註35〕}青筵一条仕法を採用し、国産青筵の販売機構・価格・運上銀等仕法上の改変を行い、その施行細則として一七か条を発布している。

まず生産地杵築では、筵買上げにあたつて東毎に名前を書入れ、規格外粗製筵を改める。これは、従前懸念されていた筵の規格取締りを、筵改場所（川口仮番所）のみでなく、筵買上げの段階で実施し、杵築筵の信用と価格安定を計ろうとするものである。次に、新仕法として、大坂に杵築御産物青筵売支配人を設けている。この大坂の売支配人は、生産地から一人、大坂役所（藏屋敷）から一人、合せて二人任命され、杵築筵の販売出先機関として大坂役所（藏屋敷）の一応の管轄下にありながら、独立して筵一方一切に関与している。生産地からの差登筵・筵為替手形は、売支配人あてであり、従前の問屋送り、船頭捌きを廃止した。そして、新設された売支配人の差団のもとに差登筵が水揚げされ、問屋に分配されるシステムである。問屋への分配筵の代銀はもとより、為替銀納そのほか下銀・自分買物代銀などは、問屋から売支配人に納入させたのである。その上、この筵代銀納入期限を筵渡日

から五日間と限り、六日から二〇日迄の猶予期間は、延滞利銀として月率壱歩式の利息を以て元利納入すべき措置をとつたのである。(註36)こゝに新設された売支配人制は、いわば杵築藩の大坂筵会所的存在的なものであり、生産地と大坂問屋との取引関係に介在し、江戸・京都・堺・兵庫その他の勝手捌きをも組織化しようとしたのである。流通過程における大坂売支配人制に対し、筵の生産地杵築においても、生産者と荷請問屋との媒介業者としての仲買人にも、支配人制がとられている。仲買人を三支配人に分属している。三支配人のうち、一人が年行司となり、運上銀取立方世話人として、奉行所への運上銀上納にあたるのである。

天保三年（一八三二）の筵運上銀は、郷町惣銀一〇〇貫、束数に割符し、一束につき六分宛の束数連上で、月納制であった。天保五年（一八三四）の郷・町配分率は、六対四で、町割合銀は、四〇貫目であったが、うち一〇貫目の上納方猶予願が、筵仲買惣代から奉行所・中真あてに提出されている。天保八年（一八三七）の筵仲間の筵株は、全部で三六株で、うち割賦前出銀筵株が二九株。あとは筵差出株（銀札場貸付銀一返済方難波のため銀札場に差出された筵株）・休株である。そして、この休株は、貸株となり、銀札場に差出された筵差上株は、売株として売却されることが多い。

『杵築町役所日記』天保十年（一八三九）八月二五日の条によると、銀札場に差上げられた町方筵仲買人廣屋甚平所持の筵株は、郷方富来浦の福来屋長三郎に、同じく、町方京屋吉兵衛の筵株は、富来浦の不思儀屋伊三郎に売却されている。郷方六、



(註37)

町方四の青庭買上束数比率と運上銀割符上納比、郷町人への売株などに、在方商業の伸長と、郷方の町方商業への浸蝕を窺うことができる。

天保一二年（一八四一）九月、水野忠邦は、大坂西町奉行阿部正藏に大坂表廻船其外諸運上諸色取締取調を命じ、組与力内山彦次郎にこの調査をさせ、同年一二月、まず江戸積二四組問屋の取締りに関する意見書を出させ、翌一三年（一八四二）三月に報告書「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書付」が作成されて^(註38)いる。これによると、拔壳買の流行・せり売買・大坂商人の不正取引・江戸十組問屋滞金銀などが、物価騰貴の原因として挙げられている。^(註39)そこで、忠邦は、天保改革の経済政策として物価統制を打出すのである。また、幕府の財政窮迫対策として、改鑄益金と御用金の手段とをとっている。即ち、天保一二年（一八四一）には、一一五五〇〇〇両の出目を出し、翌一三年（一八四二）には、五〇〇〇〇〇両の益金を出している。一方低物価政策を画しながら、他方では悪貨鑄造、貨幣価値の下落、インフレ政策をとっている。^(註40)こゝに、天保改革の一矛盾がある。そして、低物価政策を断行すべく株仲間解放令を出したのである。

天保一二年（一八四一）一二月一三日、幕府は、^{〔註41〕}まず江戸十組問屋に対し、「問屋共不正之趣も相聞候」という理由のもとに同株を停止し、冥加金一〇二〇〇両の上納を免じた。これは、内山彦次郎の報告書にもある如く、江戸十組問屋滞金銀（一六四四七三両一朱）による大坂問屋の江戸積荷物減少による江戸の諸色高直に対する物価統制策であった。

天保一三年（一八四二）三月一日には、江戸における十組問屋以外の株札・問屋・仲間・組合などを禁止している。天保のいわゆる株仲間解放令は、消費者中心であり、江戸本位のものであつた。

大坂については、天保一二年（一八四一）一二月二三日に、株仲間停止と冥加金免除の令を、さらに、天保一三年（一八四二）三月一四日に大坂菱垣海船積問屋二四組の株札・冥加金上納停止、商品の江戸廻送隨意を令し、六月三日には、年寄行司の名称を禁止している。^(註42)

京都については、天保一三年（一八四二）三月一三日に株仲間停止と冥加金免除を、同年三月一八日に再度禁令を、また、

三月二八日には、仲ケ間申合書・目印などの取扱いと、会所・問屋・仲間などの定札・印札の役所への返上を命じて、(註43)

江戸・大坂・京都の三都には、このような解放令が出されている。

名古屋では、天保一三年(一八四二)三月に鑑札・株札の引上げ、仲間組合の解散、冥加銀・御為銀の廃止がみられ、(註44)敦賀においても同様であるか、(註45)兵庫では、諸問屋は諸国荷請払屋、穀物商人と改称されている。(註46)

大津の場合は、米会所は、米方取締所と改称され、頭取・組頭・定行事を廃したが、米方取締六人を命じて、(註47)
いる。(註48)
堺においては、この解放令による改変はあまりなかつたようであり、新潟の場合は、運上金・冥加金は、旧制通り上納して
いる。(註49)

このように、株仲間解放令は、地域差があり、施行上の粗密があつたようである。また、業種による除外例があった。江戸の疊表問屋・石問屋・团扇問屋・漆問屋・海草筋問屋・糠問屋・日本橋組魚問屋・千住組魚問屋などは、仲間限りの組合をそれぞれ設けていた。

このような天保一二、三年にかけての株仲間解放令の動向に対して、譜代松平杵築藩の対応は、いかにあつたであろうか。
こゝでは、青筵株仲間にについてみると、

『杵築町役所日記』天保一四年(一八四三)正月一日の「沙汰」の条は、天保改革の骨子ともいえる株仲間解放令・物価統制令に抵触するものとして、興味深い。

まず「仲買共」の存在である。そして、同日記八月二一日の条「届」には、「筵仲間・筵株」が散見し、さらに、弘化元年(一八四四)十月一四日にも

一、廣木屋喜三郎是迄伊勢屋浪吉所持之筵株借受、買方仕來り候處、此節差返し、筵方中真株借受、買方仕度段、双方より届出候ニ付、其段御届申上ル

とある如く、杵築藩においては、筵株仲間・仲買・年行司などの名称と機能は存続しているのである。そして、同日記一月一

一日の条によるると、大坂青筵問屋福嶋屋助五郎を介して、大坂藏屋敷へ筵為替の取組みが行われている。大坂表では、株仲間解放令が下ったが、その商業取引の機能的関連性は、内在・存続したのではないかと考えられる。

また、前掲「沙汰」の条によると、江戸表より、青筵品差に仕分け、価格の引下げを言つてきているが、藩独自の青筵対策として、筵織方規制と東改の厳守、青筵品等差別公定価格化（物価公定策）による杵築筵の品位回復を打出している。

さらに、「沙汰」の条によると、三都を始め、他の都市でみられる運上・冥加銀の廃止が、杵築藩では実施されておらず、運上銀制度が存続していることがわかる。

「沙汰」の条には、また、「七嶋筵之儀^ハ、百姓賣出候物^ニ候得共、直段之儀^ハ、仲買共大坂其外諸方共引合候場所^江積向^ケ候物^{ニ付}」とある。

杵築青筵の領外移出は、すでに宝永元年（一七一〇）にみられ、享保一九年（一七三四）には、大坂のほかに江戸、寛延二年（一七四九）には、下関・瀬戸内・隣国と販路を拡大し、寛政九年（一七九七）には、兵庫（筵問屋細屋吉右衛門）引受江戸積登がみられ、天保三年（一八三二）以前、八一〇〇束に限定されていた兵庫扱い江戸直積筵は、同年以後、八一〇〇束の制限束数に限らず売捌きしている。^{（註52）}

このような傾向は、杵築藩に限らず、西日本諸藩にもみられる。

諸藩の専売制による商品の領外独占と大坂を回避した販売の自由化が、大坂への商品の減少をきたし、物価騰貴の要因となつていることを、大坂町奉行阿部正蔵の前述の報告書は、指摘している。天保改革にみられる西日本諸藩に対する藩官専売制の禁止令は、このような動向と主張を反映したものであつた。しかし、杵築藩にみてきたように、西日本諸藩では、天保末・弘化期には、専売制度が実施されている。このことは、諸藩に対する幕府権力の弱体化を意味し、また、一方では、専売を実施し、藩財政の補填をせざるをえなかつた藩権力の弱さをも物語つている。

株仲間解放令にもかゝわらず、株仲間や運上銀制度、専売制を実施し、幕府の政策に対峙するかにみえる杵築藩であるが、

文政四年（一八二一）の段階で、「乱買・乱売・無運上」という株仲間廃止的な措置をとらざるをえなかつた、その後の専売・運上銀制であつた。

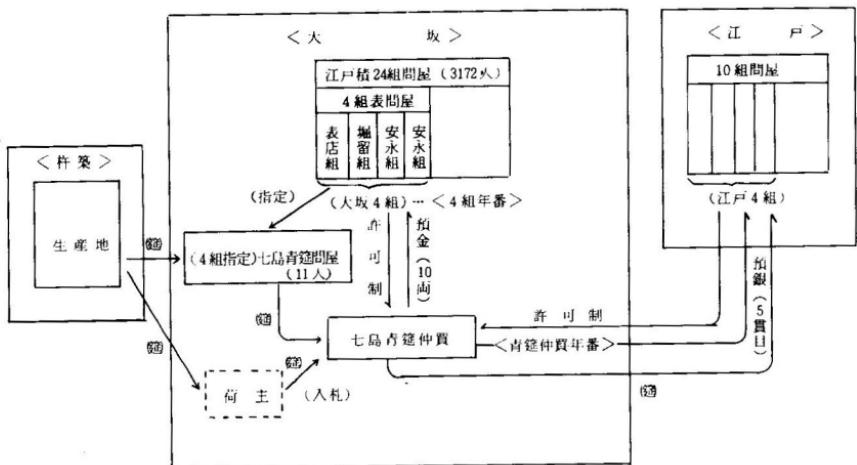
幕府が、天保改革でとろうとした産業統制・物価統制策は、その意図する全国的経済機構の再編成が不徹底・不充分なまゝ、かえつて生産畏縮・配給混乱・信用杜絶・諸色不融通・諸色高直などの逆効果が生じ、経済界を混乱させた。産業統制の不徹底さは、株仲間解放令をとっても、これを具体的に考察すると、仲間的性格は仮仕法として残存し、地域的にみると、旧態依然たる株仲間存続の経済領域があつた。杵築藩などは、その典型的な一例である。

天保末の、殊に株仲間解放令による流通経済のマヒ化は、嘉永期に入つて、従前の株仲間、こゝでいう問屋組合の調整、信用保持の機能を再興させる事によつて緩和しようとする方向に持つていこうとしたのである。

いわゆる問屋組合再興令は、嘉永四年（一八五一）三月九日に江戸、三月二一日に大坂、三月中に京都と、三都を始め、駿府・伏見・奈良などの直轄都市を中心に布達されたのである。この再興令の特質は、宮本又次氏が、『株仲間の研究』で、(1)仲間人員の無制限(2)冥加金銀の免除(3)無株札・株の唱えなし(4)問屋組合又は仲間組合にして株仲間に非ず(5)古組・本組と仮組との別等々を指摘している。

問屋組合再興令と七島青筵の流通過程との関係について、『大坂市史』第二に、嘉永五年（一八五二）九月制定の「四組式目」の記述がある。これによると、大坂には、江戸積二四組問屋のうちに、四組表問屋（表店組・堀留組・安永二組・大坂四組）があり、生産地から積登せた青筵は、この大坂四組指定の青筵問屋に集荷され、同じ大坂四組から許可された七島青筵仲買人が、青筵問屋から青筵を買請けるシステムであり、若し他の問屋（荷主）より買入方を申入れられた場合は、四組年番に振分け、定規に従い、入札によつて買請け、売捌くことになっている。青筵仲買人が、江戸積に加入しようとする時は、大坂四組だけでなく、江戸十組問屋の承諾（預銀五貫目）を要したのである。

一方、生産地杵築においては、『杵築町役所日記』嘉永四年（一八五一）五月二日の条によると、近來の七島作付増加によ



る生産過剰に対し、惣体嘉永三年（一八五〇）の「三歩減反」が仰出されている。幕府がとろうとする低価格策・物価統制に対し、藩は、過剰生産によるコスト低下を、生産物の「三歩減反」によって喰とめようとしているのである。

『杵築町役所日記』嘉年四年（一八五一）二月二九日の条によると、塩屋忠右衛門・金屋勇蔵・冬木屋宇右衛門の三人が爲替係を命ぜられ、筵爲替五〇〇両を差免せられ、爲替一般に行届くよう仰付けられている。同年一月一〇日からこの筵爲替の引替・兌換を爲替方で開始している。そして、上納年貢ならばに貸付返済は、筵切符で行うように仰出されている。

杵築藩における筵切符は、文化九年（一八一二）に、五分と一匁の小札通用がみられ、その下限は、明治五年（一八七二）八月六日に、「〔註54〕 豊後各藩の藩札比較価を発表し、杵築筵切符交換の旨」を達せられている。

この筵切符の流通紙幣としての性格は、藩がとった杵築筵の品質・信用保証・公定価格確保の具現化に他ならず、殖産興業と専売制の基調となるものであった。

嘉永五年（一八五二）、藩は、生産者に対し、「筵織方三ヶ条」を仰出し、筵規定をもつて品質確保につとめ、筵仲買人に対しては、天保一四年（一八四三）七月二三日の改法を再度仰付け、さらに、筵惣取締七人を任命している。そして、「藩買上げ筵江戸廻」のために、町方の取締方として播磨屋辰

蔵・冬木屋宇右衛門・桑名屋新兵衛・銅屋佐宇衛門の四人を任命し、買場は、塙屋忠右衛門・佐和屋店支配人・隅田屋善四郎に仰付けている。

杵築筵の江戸移出は、すでに、享保期にみられるが、大坂経由江戸廻筵が中心で、兵庫扱い江戸廻筵のほか江戸直筵もそれ以前に行われているが、嘉永期になると、大坂のほか、杵築と江戸市場との直線的な流通が顕著になってくるのである。このような傾向に、大坂市場は、いかに流通機構上対応しようとしたのであろうか。

『杵築町役所日記』安政三年（一八五六）七月二十四日の条によると、嘉永度再興後の大坂問屋組合が、納屋物として、生産地における「二割引下令」的な原価二割減の一七万束余の集荷によって、江戸との隔地間格差の利潤追求を試みようとしていることがわかる。杵築藩としては、このような大坂問屋組合の改法を是認せず、大坂に会所を設定し、藏物として、藩自身の商的利息追求を行おうとしたのである。「筵買上げ江戸廻」は、別の新たな流通上の表現である。

いわゆる「安政度株仲間復活令」は、安政四年（一八五七）一二月二二日、大坂に布達されたが、その内容は、冥加金の再上納・古・仮両組の合併、株札の再下附による株仲間の復活であった。^{〔註56〕}しかし、冥加金上納が実現したのは、四年後の文久元年（一八六一）に至つてからであつた。

冥加・運上金（銀）制は、天保改革の一環として幕令で禁止されたが、杵築藩では存続したことは、前述の通りであるが、この安政四年の幕令を根拠に、公然と藩の派生的財源として課徴できるような状況になつてきたともいえる。そして、安政五年（一八五八）には、運上銀の月納制がみられる。^{〔註57〕}

最後に、青筵の生産・流通機構、筵爲替についてみよう。

『杵築町役所日記』万延二年（一八六一）三月二〇日の条によると、生産地において、杵築筵は、生産者から筵仲買人の手により筵方役所に集荷され、大坂会所に積登せ、筵仲買人によって「御用爲替筵」・「爲替附筵」などを含めて販売される。そして、嘉永四年（一八五一）、杵築に設けられている「爲替方（係）」は、「筵切符」・「筵爲替」の取扱いを行い、領

〔註58〕

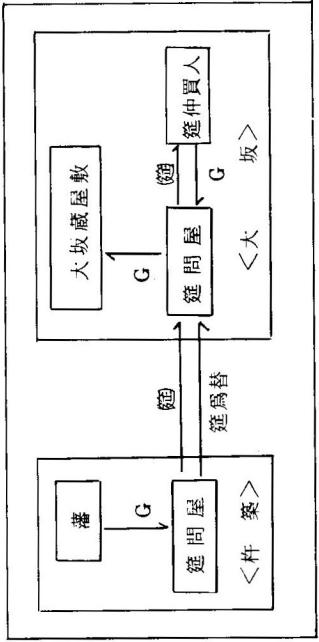
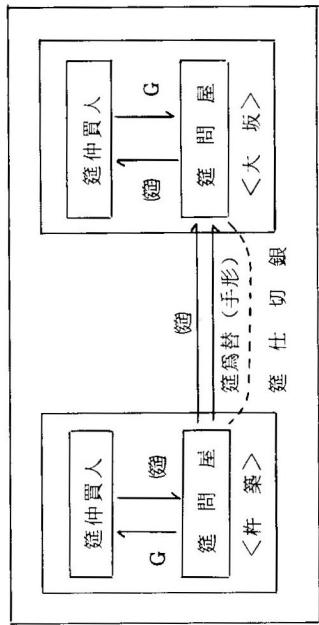
『杵築町役所日記』万延二年（一八六一）三月二〇日の条によると、生産者から筵仲買人の手

により筵方役所に集荷され、大坂会所に積登せ、筵仲買人によって「御用爲替筵」・「爲替附筵」などを含めて販売される。

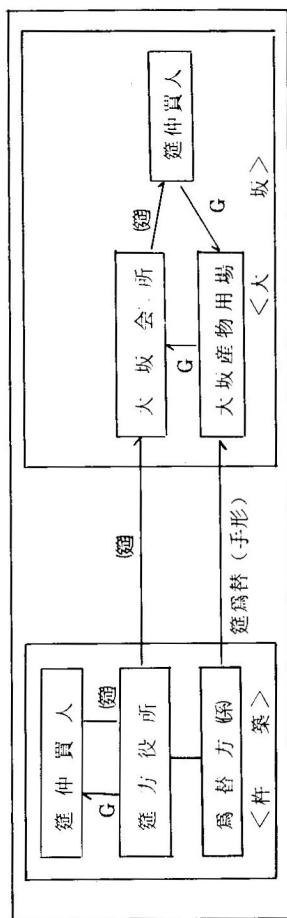
そして、嘉永四年（一八五一）、杵築に設けられている「爲替方（係）」は、「筵切符」・「筵爲替」の取扱いを行い、領

〔註59〕

〔註60〕



図式 B <逆爲替(1)>



図式 A <御用爲替一何爲替手形>

外爲替機関「大坂產物用場」との爲替取引をしている。「大坂產物用場」は、コルレス先 (correspondence bank)とも言うべきものである。瀬戸内壳もこの「大坂產物用場」納めであった。これらの関係を表示するべく、「図式C」になる。青筵流通上、これに先行する「図式B」では、筵は、納屋物として杵築と大坂の筵問屋との間に筵爲替（手形）が組まれた。また、「図式A」は、藩から、その出先機関である大坂藏屋敷への送金（銀）の場合、生産地杵築から大坂の筵問屋への筵（御用筵）差登せによって、これに代行させるものである。この筵爲替は、「御用爲替」と呼ばれた。

安政期以降、杵築藩にみられる筵専売制と爲替制度との有機的構造は、注目すべき問題である。殊に、爲替取引機関としての「大坂產物用場」は、明治二年（一八六九）、維新政府が、東京・大坂・京都・神戸・横浜・大津・新潟・敦賀に設立した「爲替会社」の先行的公的金融機関として、興味あるものがある。隔地間爲替取引の実態として、杵築藩の「筵爲替」（「逆爲替」）を見ることができる。

慶応三年（一八六七）に、開港後の交易一件が、杵築藩にも伝えられ、明治五年（一八七一）には、「杵築筵切符交換の旨」^(註59)が達せられ、物価の激変と共に、維新时期の内外事情に、杵築青筵も対応していくのである。

註

② 『杵築町役所日記』文政四年正月一八日の条。

③ 『杵築町役所日記』文政四年五月一四日の条

泉屋乙蔵

其方儀、公料於野田村御法度之抜賣筵百束買取、若木屋源七船へ積込候段、不埒之事ニ候、依之急度叱之上、買取候筵取揚候

五月

『大坂市史』。

⑤ 『杵築町役所日記』天保三年八月一〇日の条。

一、賣支配人御在所ら壹人、大坂御役所ら壹人相立候得共、都而之儀、大坂御役所らも時々差配可有之事

一、浦辺筋共大坂爲登之分者問屋送り並船頭捌等相止、右賣支配人当ニ而差送可申事

一、大坂差むしろ揚方之儀者賣支配人差図之問屋へ水上ヶ可致事

一、筵直段代銀仕切・引合等之儀、賣支配両人取計可申事

但、右仕切書當杵築御產物育筵賣支配人誰々と相認させ候之事

一、右代銀納万筵渡日迄五日限取立、六日ニ相成候ハゝ、賣支配人迄調達を以相納、月日迄月壹歩貳之加利足、日數廿日限問屋

共迄元利爲取立可申事

一、爲替銀納其外下銀併自分貿物代銀等賣支配両人受持、双方手支無之様取計可申事

一、筵爲替取組方等不都合無之様嚴重ニ相心得、手形賣支配人當ニ而爲差登候之事

(37)『安松本杵築實錄』

此年（天保七年）、杵築藩に於て、郷町人を十三家と定められる。即ち、福村権右衛門・末廣又太郎・新屋幸助・田深吉左衛門・今市孝二・安岐浦富助・富来五郎右衛門・海老屋四郎左衛門・塩屋太兵衛・塩屋善左衛門・塩屋宮助・米屋伊左衛門・大黒屋八平之なり。

宮本又治著『株仲間の研究』二九一頁参照。

(38)『大阪市史』第五、六三九・六八六頁参照。

(39)宮本又治著『株仲間の研究』二九三頁参照。

(40)右同書二九三頁参照。

(41)『大阪市史』第四(下)五一頁参照。

(42)『大阪市史』第四(下)五一頁参照。

- (43) 宮本又治著『株仲間の研究』二九六頁参照。
- (44) 『名古屋市史』産業編四九頁参照。
- (45) 『福井縣史』第二輯第二編五五九頁参照。
- (46) 宮本又治著『株仲間の研究』二九六頁参照。
- (47) 『大津市志』中卷八三七頁参照。
- (48) 宮本又治著『株仲間の研究』二九六頁参照。
- (49) 『新潟市史』下卷三三九頁参照。
- (50) 『日本財政經濟史料』卷二、九五頁参照。
- (51) 一、届
- (52) 篠仲間篠株佐和屋賣藏借受是迄買方致し居候処、此節差返し、尚岩田屋新平株貸受買方致候段、惣方より届出承置
『杵築町役所日記』天保三年三月五日の条
- (53) 一、是迄兵庫ニ而青筵賣方八千百束ニ限り居候処、此度江戸直積之場合ニ而右高ニ不限賣方いたし候而も宜段、御沙汰ニ相成、
年行司呼出、中買・船頭へ右之旨申聞候様申付
- (54) 吉永昭著『近世の専売制度』二二二頁参照。
- (55) 『杵築郷土史』一〇〇頁参照。
- (56) 『大阪市史』第四下二二一九頁参照。
- (57) 宮本又治著『株仲間の研究』三六二頁参照。
- 『杵築町役所日記』安政五年一〇月二七日の条
- 一、筵方年行司より御運上之儀、左之通願出候ニ付、其段申上候處、御聞済相成候ニ付、年行司辰藏呼出し、其段申付候覺

一、銀五拾貫目也

内

拾八貫目 十月納

拾四貫目 十一月納

拾八貫目 十二月納

右之通上納仕度奉願上候、以上

十月 播磨屋辰藏

58 一、左之通被 仰出候ニ付、年行司塙屋忠右衛門へ口達書相渡、仲買共へ申付候様沙汰致ス

口達書

筵爲替之儀者其時々御三ヶ所御用弁ニ相成候事故、日限之御定等有之候段者下々ニ而も兼而相得ながら、全銘々之融通を專ニ取計候ニ付、毎度不納相成り、或者瀬戸内賣当所納等申出、混雜之上、必及遲滯御用弁ニも差支取調候而も一向筋立不申、不束之儀間々有之候事、早竟大坂爲替之品外々江賣捌之段、自恣之取計ニ付、以来者當所納不相成候間、御定日限通、大坂產物用場へ相納可申候、勿論日限通候得者御定利足相添、日數ニ應同所へ可納出候 右之通被 仰出候間、以後等閑無之様急度可被相心得候、萬一不都合之取計於有之者御取調之上、以後爲替取組差止候事

西三月 篭方御役所

右之通被 仰出候間、筵仲買共へ急度可被 申付候、以上

三月廿日

(59) 『杵築町役所日記』慶応三年一〇月六日の条

一、此度兵庫御開港商社御取上ニ付、外國交易取組方元年金として差加金致、又者品物ニ而交易取組度ものハ大坂中ノ鷗商社會所ヘ申立候様可致、左候ハ、商法益銀を以、銘々出金高ニ應、割合相下ケ、尤差加金致候共、交易届無之ものハ相当之利足可相渡、尤右金差縣入用之節者何程ニ而も申立次第相下ケ候筈ニ候